機構を経由し賃料のやり取りを行う場合の記入例

☑ 機構を経由し賃料のやり取りを行う場合
☐ 物納など、出し手と受け手とで直接賃料のやり取りを行う場合

農用地利用集積等促進計画（兼申出書）

1 権利の設定関係

整理番号（受_出）	利用権の設定をする者（出し手）		農地中間管理機構	利用権の設定を受ける者（受け手）	
	〒 000－0011	TEL（携帯） ① 080－0000－5555	〒810-0001 福岡市中央区天神4-10-12	〒 000－0033	TEL（携帯） ① 090－0000－8888
	住所	福岡市XXX200		住所	福岡市XXX700
	フリガナ	テンジン タロウ	名称 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構	フリガナ	ノウジ クミアイホウジン ○○
項	氏名・名称	天神 太郎 ②	理事長 中馬 俊介	氏名・名称	農事組合法人 ○○ 代表理事 天神 一郎 ②
/	e-mail	④ tenjin-t@○○○○○.com	電話番号：092-716-8355	e-mail	④ hojin○○@○○○○○.jp
	［同意印又は署名］	③ ㊞または 天神太郎		［同意印又は署名］	③ ㊞または 農事組合法人 ○○代表理事 天神 一郎

2 権利を設定する農用地の明細

番号	利用権を設定する土地 市町村〔朝倉市〕 大字	字	地番	区分	現況地目	（畦畔含む）面積（㎡） 台帳 ⑤	取扱	始期 終期	⑨ 支払回数	⑩ 権利の種類	⑪ 賃料（円） 10a当たり	年額	備考	端賃数処理料
1	○○	××	100		田	900	900	R 8年11月10日 R18年11月 9日	10	☑金納 ☐物納 ☐使用貸借	10,000	9,000		⑫
2	○○	××	200 ⑥裏		畑	525	525	R 8年11月10日 R18年11月 9日	10	☑金納 ☐物納 ☐使用貸借	7,500	3,940		○
3	○○	××	300-1 ⑦A		田	⑧2,000	1,500	R 8年11月10日 R18年11月 9日	10	☑金納 ☐物納 ☐使用貸借	10,000	15,000		
4	○○	××	400		田	1,000	1,000	R 8年11月10日 R18年11月 9日		☐金納 ☐物納 ☑使用貸借				
5								R 年 月 日 R 年 月 日		☐金納 ☐物納 ☐使用貸借				
6								R 年 月 日 R 年 月 日		☐金納 ☐物納 ☐使用貸借				
7								R 年 月 日 R 年 月 日		☐金納 ☐物納 ☐使用貸借				
8								R 年 月 日 R 年 月 日		☐金納 ☐物納 ☐使用貸借				

終期（月日）は、6月9日又は11月9日でお願いします。

⑬ 確認欄

出し手	☐ 通帳（写） ☐ 同意書 ☐ 系図 ☐ ☐	機構を経由し賃料のやり取りを行う場合
受け手	☐ 通帳（写） ☐ 振替依頼書 ☐	○ 賃料の徴収については、毎年12月15日に指定口座から引落します。なお、15日が土日祝日の場合は、その翌営業日が振替日となります。 ○ 賃料の支払については、毎年12月25日に指定口座に振込みます。なお、25日が土日祝日の場合は、その前営業日が振込日となります。
		物納など、出し手と受け手とで直接賃料のやり取りを行う場合
		○ 出し手と受け手が、協議・同意した賃料（支払時期・支払方法等含む）に基づき、受け手が出し手に直接支払うこととします。 ○ 賃料（支払時期・支払方法等含む）に関するトラブルが発生した場合は、両者の責任において解決することとします。

○ 農地の効率的な利用を確保する観点から、受け手は、以下の「農地法その他農業に関する法令」の遵守状況等について、過去3年間違反がない旨申告します。 ⑭

農地法第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）
同法第4条（農地の転用の制限）
同法第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）
同法第42条（措置命令）、同法第51条（違反転用に対する処分）
農業振興地域の整備に関する法律第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）
同法第15条の3（監督処分）
種苗法（育成者権又は専用利用権の侵害）
農薬取締法第24条（使用の禁止）

【 農用地利用集積等促進計画作成上の留意点 】

① 携帯電話番号を記入して下さい。携帯電話がない場合は、固定電話番号を記入してください。

② 法人の場合は、代表者の職・氏名を記入ください。

③ 署名をされる場合は、フルネームで記入して下さい。（氏名・名称欄に署名された場合は、空白でも構いません。）

④ メールアドレスがある方は、記入して下さい。

⑤ 「台帳」の欄は登記面積、「取扱」の欄は貸借面積を記入して下さい。

⑥ 一筆の農地を表作・裏作に区分して貸借する場合、表作は「表」を、裏作は「裏」を記入して下さい。

⑦ 一筆の農地を区分して貸借する場合、区分した筆ごとに「A」「B」と記入して下さい。

⑧ 一筆の農地を区分して貸借する場合、「台帳」の欄には登記簿等の面積を、「取扱」の欄には貸借する面積を記入して下さい。

⑨ 以下を参考に、貸借期間中（始期～終期）における賃料の徴収・支払回数を記入して下さい。

ア 始期が10月1日より前に設定された賃貸借は、当年度の12月が最初の徴収・支払。

イ 始期が10月1日を含むそれ以降に設定された賃貸借は、翌年度の12月が最初の徴収・支払。

ウ 期間借地など賃貸借期間が1年未満であっても、知事が認可した農用地利用集積等促進計画に記載された賃料の年額で徴収・支払。

エ 賃貸借期間の最終年において、上記の徴収・支払で不都合が生じる場合は、出し手と受け手が協議し、徴収・支払の有無を設定。

オ 使用貸借は、支払回数は記入不要。

例１：（始期）令和８年６月１日～（終期）令和18年５月31日

10月１日より前 ⇐ ⇒ 10月１日（10月１日含む）以降

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
令和８年度			▲						1回目			
令和９年度									2回目			
令和10年度									3回目			
令和11年度									4回目			
令和12年度									5回目			
令和13年度									6回目			
令和14年度									7回目			
令和15年度									8回目			
令和16年度									9回目			
令和17年度									10回目			
令和18年度		◆										

例２：（始期）令和８年11月１日～（終期）令和18年10月31日

10月１日より前 ⇐ ⇒ 10月１日（10月１日含む）以降

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
令和８年度								▲				
令和９年度									1回目			
令和10年度									2回目			
令和11年度									3回目			
令和12年度									4回目			
令和13年度									5回目			
令和14年度									6回目			
令和15年度									7回目			
令和16年度									8回目			
令和17年度									9回目			
令和18年度							◆		10回目			

⑩ 従来方式（賃料が機構を経由する方式）では、物納による賃貸借はできません。

⑪ 賃料（10a当たりの賃料・年額の賃料）については、一筆ごとに記入して下さい。
賃料には、ハウス等の農業用施設の賃料は含めず、農地の賃料のみとして下さい。

⑫ 賃料計算を行う中で、端数処理を行っている場合は「〇」を記入して下さい。

⑬ 提出書類の確認用です。適宜、活用ください。

⑭ 農業関係法令の遵守状況等を申告した後、関係法令の違反があった場合は、県に報告する必要があるため、機構にご連絡下さい。